

諮問第42号の答申
科学技術研究調査の変更及び科学技術研究調査の指定の変更
(名称の変更)について(案)

本委員会は、諮問第42号による科学技術研究調査の変更計画等について審議した結果、下記の結論を得たので答申する。

記

1 科学技術研究調査の変更

(1) 承認の適否

統計法（平成19年法律第53号）第10条各号の要件（作成目的に照らした必要性及び十分性、統計技術的な合理性及び妥当性並びに他の基幹統計調査との重複の範囲の合理性）に全体としては適合しているため、科学技術研究調査の変更を承認して差し支えない。

ただし、以下の「(2)理由等」で指摘した事項については、計画の修正が必要である。

(2) 理由等

ア 調査事項の変更

(ア) 「特定目的別研究費」の変更

本調査における調査票の構成は表1のとおりであり、これらのうち、調査票甲（企業等A）、調査票乙（非営利団体・公的機関）及び調査票丙（大学等）について、表2のとおり、科学技術基本法（平成7年法律第130号）第9条に基づき策定された「第4期科学技術基本計画」（平成23年8月19日閣議決定。以下「基本計画」という。）において、新たに科学技術政策の重点分野として位置づけられた「震災からの復興、再生の実現」、「グリーンイノベーションの推進」及び「ライフイノベーションの推進」を特定目的別研究費の区分として追加する計画である。

これについては、我が国における科学技術の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、基本計画における重点分野の研究費を把握しようとする変更であり、適当である。

なお、新たに追加する3分野の研究費の記入に当たって、報告者に誤解を生じさせることのないよう定義を明確にし、例示を入れるなどの配慮が必要である。

表1 科学技術研究調査における調査票の構成

調査票		対象
調査票甲	企業等 A	資本金又は出資金が1億円以上の会社法に規定する会社（小売業等一部の産業を除く。）、市場生産活動を行う特殊法人及び独立行政法人（調査票乙及び丙に含まれるものを除く。）
	企業等 B	資本金又は出資金が1千万円以上1億円未満の会社法に規定する会社
調査票乙 （非営利団体・公的機関）		科学技術に関する試験研究又は調査研究を目的としている法人（調査票甲及び調査票丙に含まれるものを除く。）及び科学技術に関する試験研究又は調査研究を目的として設置されている国の機関、地方公共団体の施設
調査票丙 （大学等）		大学の学部（大学院の研究科を含む。）、短期大学、高等専門学校、大学附置研究所、大学附置研究施設、大学共同利用機関法人及び独立行政法人国立高等専門学校機構

表2 特定目的別研究費※に係る調査項目の変更内容

現行	変更後
<ul style="list-style-type: none"> ・ライフサイエンス分野 ・情報通信分野 ・環境分野 ・物質・材料分野 ・ナノテクノロジー分野 ・エネルギー分野 ・宇宙開発分野 ・海洋開発分野 	<ul style="list-style-type: none"> ・震災からの復興、再生の実現 ・グリーンイノベーションの推進 ・ライフイノベーションの推進 ・ライフサイエンス分野 ・情報通信分野 ・環境分野 ・物質・材料分野 ・ナノテクノロジー分野 ・エネルギー分野 ・宇宙開発分野 ・海洋開発分野

※ 特定目的別研究費については、各分野に対応する研究費を記入する調査事項であり、研究費が複数の分野にまたがる場合は、重複して記入することとしている。

(イ) 「研究者の専門別内訳」の変更

経済協力開発機構（OECD）により作成されている科学技術に関する統計の国際的な標準マニュアルである「フラスカチ・マニュアル」（平成14年最新版）を基に、表3のとおり、自然科学部門の理学に「情報科学」を、その他の部門に「心理学」を追加する計画である。

これについては、国際比較性を向上させるとともに、我が国における研究者の専門分野及び研究者数をよりの確に把握するための変更であり、適当である。

なお、今回の変更は、平成13年の統計審議会答申（「諮問第278号の答申 科学技術研究調査の改正について」（平成13年12月14日統審議第11号）。以下「前回答申」という。）において、「今後の課題」とされた「研究者の専門別内訳」の区分等の見直しに対応したものである。

表3 調査票別研究者の専門別内訳変更内容

調査票	現行	変更内容
調査票甲 (企業等)	○自然科学部門 理学(数学・物理、化学、生物、地学、その他)、工学(機械・船舶・航空、電気・通信、土木・建築、材料、繊維、その他)、農学(農林、獣医・畜産、水産、その他)、保健(医学・歯学、薬学、その他) ○人文・社会科学部門	理学の区分に「情報科学」を追加
調査票乙 (非営利団体・公的機関)	○人文・社会科学部門 人文科学(文学、その他)、社会科学(商学・経済、社会学、その他) ○自然科学部門 理学(数学・物理、化学、生物、地学、その他)、工学(機械・船舶・航空、電気・通信、土木・建築、材料、繊維、その他)、農学(農林、獣医・畜産、水産、その他)、保健(医学・歯学、薬学、その他) ○その他の部門	理学の区分に「情報科学」を追加 その他の部門を「心理学」と「その他」の区分に変更
調査票丙 (大学等)	○人文・社会科学部門 人文科学(文学、史学、哲学、その他)、社会科学(法学・政治、商学・経済、社会学、その他) ○自然科学部門 理学(数学、物理、化学、生物、地学、その他)、工学(機械・船舶、電気・通信、土木・建築、応用化学、応用理学、原子力、材料、繊維、航空、経営工学、その他)、農学(農学、農芸化学、農業工学、農業経済、林学、林産、獣医・畜産、水産、その他)、保健(医学、歯学、薬学、看護、その他) ○その他の部門 家政、教育、芸術・その他	理学の区分に「情報科学」を追加 その他の部門の区分に「心理学」を追加

(ウ) 「性格別研究費」の定義の記述の変更

「性格別研究費」では、基礎研究、応用研究及び開発研究に係る研究費を把握しており、そのうち応用研究に係る現行の定義の記述では、報告者が回答するに当たり、「基礎研究によって発見された知識を利用」した研究に係る費用に限定して記載するものとの誤解が生じ得ることから、表4のとおり定義の記述の変更を行うこととしている。

これについては、より正確な回答を得るための変更であり、適当である。

表4 性格別研究費の定義の記述の変更内容

現行	変更後
○基礎研究 特別な応用、用途を直接に考慮することなく、仮説や理論を形成するため又は現象や観察可能な事実に関して新しい知識を得るために行われる理論的又は実験的研究をいいます	変更なし
○応用研究 基礎研究によって発見された知識を利用して特定の目標を定めて実用化の可能性を確かめる研究や、既に実用化されている方法に関して新たな応用方法を探索する研究をいいます	(削除) 特定の目標を定めて実用化の可能性を確かめる研究や、既に実用化されている方法に関して新たな応用方法を探索する研究をいいます

<p>○開発研究 基礎研究、応用研究及び実際の経験から得た知識の利用であり、新しい材料、装置、製品、システム、工程等の導入又は既存のこれらのものの改良をねらいとする研究をいいます</p>	<p>変更なし</p>
---	-------------

イ 標本設計の変更

標本調査である調査票甲（企業等）の対象については、前年度の研究実施の有無（2区分）を加味した資本金階級（4区分）及び産業別（40区分）の320層から系統抽出しているが、今回調査より、320層からの抽出方法を従業員規模に応じた系統抽出に変更する計画である。

これについては、研究の実施と企業の従業員規模とが相関関係にあることから、従業員規模を抽出の際に活用し、研究費の結果精度の向上を図るための変更であり、適当である。

なお、今回の変更は、前回答申において、「今後の課題」とされた標本設計の改良に対応したものである。

また、調査票甲（企業等）の対象には、独立行政法人等登記令（昭和39年政令第28号）の別表に記載されている法人（34法人）で、産業連関表において生産活動主体が「産業」に分類されている特殊法人（2法人）及び特殊法人等整理合理化計画（平成13年12月19日閣議決定）により独立行政法人となった法人（102法人）のうち、産業連関表において生産活動主体が「産業」に分類されていた独立行政法人（6法人）が含まれている。これらについては、当初、営利的な活動を行っていたことから、調査票甲（企業等）の対象とし、これまで見直しを行わないまま調査が実施されてきたものであるが、前回変更を行った平成13年以降、現時点までに新たに設立された独立行政法人（27法人）については、調査票乙（非営利団体・公的機関）に分類されていることから、これらの8法人についても、調査票乙（非営利団体・公的機関）の対象に変更することが、調査票の設計上より望ましい。

なお、この変更に合わせて、調査票甲の名称については、「調査票甲（企業A）」及び「調査票甲（企業B）」とする必要がある。

2 科学技術研究調査の指定の変更（名称の変更）

(1) 承認の適否

指定（名称）を変更して差し支えない。

(2) 理由等

「科学技術研究調査」は、現在、基幹統計調査の名称であると同時に、基幹統計の名称でもあるが、新統計法では、統計とそれを作成する手段である統計調査とを概念上区分しており、基幹統計の名称を基幹統計調査の名称と同一にしておくことは適当でない。この点を踏まえ、基幹統計調査である科学技術研究調査の結果によ

って作成される基幹統計の名称を「科学技術研究調査」から「科学技術研究統計」に変更することは、適当である。

3 フラスカチ・マニュアルへの対応

今回、科学技術に関する統計の国際的な標準マニュアルである「フラスカチ・マニュアル」への対応方針についても審議を行った。その結果は、以下のとおりである。

- ① フラスカチ・マニュアルは、科学技術に関する統計の国際的な標準マニュアルではあるものの、OECDより完全に準拠することを求められているものではなく、欧米諸国においてもその準拠状況に差がある。
- ② フラスカチ・マニュアルに完全に準拠する場合、相当の報告者負担になることから、国際機関からの要望や国内での活用方法などを十分踏まえた上で実施する必要がある。

この観点を踏まえ、現時点において、報告者の負担を限定しつつ、国際比較性を向上させるため、以下の内容についてはフラスカチ・マニュアルと一致させることが可能であることから、今回調査より対応すべきである。

- ① 清掃、警備等の間接サービスを供給する者に係る研究費及び研究者数^{※1}
- ② 従業員規模別集計の集計区分^{※2}

※1 現状では、清掃、警備等の間接サービスを供給する者は、研究費としては、「人件費」に含まれているが、フラスカチ・マニュアルではその他の経常経費に含めることとされている。また、研究者数としては、「研究事務その他の関係者」に含まれているが、フラスカチ・マニュアルでは、これを除くこととしている。

※2 本調査では従業員規模別における集計区分を5区分としているが、フラスカチ・マニュアルでは、より詳細な9区分での分類を求めている。

なお、この変更については、結果公表時に変更内容が明確になるよう注書きを行うなど十分な配慮を行う必要がある。

4 今後の課題

今後の課題については、以下のとおりである。

なお、前回答申で指摘された①標本設計の改良、②「研究者の専門別内訳」の区分等の見直しについては、今回の変更で対応しており、③大学等における研究者の専従換算係数の更新、④インターネット等を活用した調査の導入については、既に対応済みである。

ア 定期的な見直し

本調査については、前回、統計審議会へ諮問を行った平成13年度以降、調査事項等の見直しが行われていない。しかしながら、「学術統計の整備と活用に向けて」（平成23年7月28日日本学術会議）において、「学術統計データの国際比較可能性の向上の観点から、フラスカチ・マニュアルに準拠した科学技術研究調査をより的確なものにするための不断の検討を行なう。」こと、「第3次男女共同参画基本

計画」（平成 22 年 12 月 17 日閣議決定）では、女性研究者の参画拡大に向けた環境づくりの具体的施策として、「研究者・技術者及び研究補助者等に係る男女別の実態把握とともに統計情報を収集・整備し、経年変化を把握する。」ことなど、科学技術施策等の変化に遅滞なく対応していくことが求められているため、少なくとも科学技術基本計画の策定に合わせて調査事項等の見直しを行うべきである。

また、科学技術政策を推進する文部科学省等の関係省庁や科学者の代表機関である日本学術会議等の関係団体と定期的な意見交換会を実施するなど情報の共有化を図り、本調査の活用可能性向上のための不断の見直しを行う必要がある。

イ フラスカチ・マニュアルへの今後の対応

現状では、以下の事項については、本調査では把握しておらず、フラスカチ・マニュアルと一致していない。これについて、今回調査で一致させることが出来ないことについては、前記 3 に記載の事項、文部科学省等関係省庁からの要望、研究のグローバル化等を踏まえた一定の検討期間が必要であることから、やむを得ないと考える。しかしながら、この検討については、平成 26 年調査実施までに結論を得るべきである。

- ① 資金源及び支出先の識別^{※1}
- ② 国外における資金源あるいは目的地の地理的区分^{※2}
- ③ 公的一般大学資金の他の資金源からの分離^{※3}
- ④ 主に研究に従事する者の専従換算^{※4}

※1 フラスカチ・マニュアルでは、資金源及び支出先について、「企業部門」、「政府部門」、「民間非営利部門」、「高等教育機関」、「国外」ごとに詳細に把握することとしている。

※2 フラスカチ・マニュアルでは、国外の地理的区分を「北米：カナダ、メキシコ、米国」、「欧州連合」、「他の欧州の OECD 国」、「アジアの OECD 国：日本、韓国」、「オセアニアの OECD 国：オーストラリア、ニュージーランド」、「他の欧州の非 OECD 国」、「他のアジアの非 OECD 国」、「中南米」「他のオセアニアの非 OECD 国」、「アフリカ」に区分することとしている。

※3 「公的一般大学資金（GUF）」とは、中央政府、地方政府から高等教育機関に対して、研究教育活動全体（授業、研究開発、運営、健康管理等）を支援する目的で支払われる援助金であり、フラスカチ・マニュアルにおいては、公的一般大学資金を個別に把握すべきとされている。

※4 調査票甲（企業等）及び調査票乙（非営利団体・公的機関）の調査事項のうち、研究関係従業者数の内訳である「主に研究に従事する者」については、実際に研究関係業務に従事したあん分値を調査していないが、フラスカチ・マニュアルにおいては、研究活動に従事する人の数は専従換算でも表さなければならないとされている。

第25回サービス統計・企業統計部会結果概要

- 1 日時 平成23年12月26日(月) 10:00~12:20
- 2 場所 中央合同庁舎第7号館 共用第2特別会議室
- 3 出席者
 (部会長) 廣松毅
 (委員) 北村行伸、西郷浩
 (専門委員) 家泰弘、長岡貞男
 (審議協力者) 内閣府、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、日本銀行、東京都、大阪府
 (調査実施者) 総務省統計局：井上経済統計課長ほか
 (事務局) 内閣府統計委員会担当室：若林参事官
 総務省政策統括官付統計審査官室：中川統計審査官ほか
- 4 議題 科学技術研究調査の変更及び科学技術研究調査の指定の変更(名称の変更)について

5 概要

事務局から諮問の概要及び第52回統計委員会において出された意見、調査実施者から科学技術研究調査の変更案及び前回の答申(今後の課題)への対応状況について、それぞれ説明が行われた後、審査メモに沿って審議が行われた。

その結果、科学技術研究調査の変更内容については、適当であるとされた。

また、フラスカチ・マニュアル(OECDが作成する科学技術に関する統計の国際的な標準マニュアル)への対応方針及び答申(案)については、次回部会で審議を行うこととなった。

委員・専門委員からの主な意見等は以下のとおり。

(1) 調査事項の変更

ア 特定目的別研究費の変更

- ① 特定目的別研究費については、現行の調査項目として、ライフサイエンス分野等の8分野を調査しており、新たに「震災からの復興、再生の実現」等の3分野を追加し、それぞれ重複記載を認めることとしている。しかしながら、「調査票の記入上の注意(案)」には、現行の8分野の記載に当たって、新たに追加する「3分野以外の8分野」と記載されており、これは従来8分野と新たな3分野間で重複を認めないとの誤解が生じる可能性があることから、この記述は修正すべきである。
- ② これまでの特定目的別研究費は歴史的に科学技術政策の重点変更に応じて分野が追加・変更されてきている。重点分野に対する政策評価・資金配分の効果を見るためには、今回追加する予定の3分野を追加することは適当である。一方、現行の8分野を削除しないことは、継続性の観点からやむを得ないが、今回追加する予定の「震災からの復興、再生の実現」については、5年後には不要な調査事項となり得るため、次期科学技術基本計画における重点分野の見直し時に整理することが必要である。

- ③ 今回追加する予定の3分野の操作的な定義（調査客体が一意的に理解できる統計調査上の定義）を明確にする必要がある。

イ 研究者の専門別内訳の変更

今回、フラスカチ・マニュアルに則し、「情報科学」を自然科学部門の理学の内訳に追加することについて異論はないが、コンピューター分野は幅が広く、特に重要であることから、今後、これを詳細に把握出来るよう検討すべきである。

ウ 性格別研究費の定義の記述の変更

応用研究の定義について、現状の記載では基礎研究によって発見された知識を利用した研究に限定される可能性があることから、日本学術会議から表現の改善を求められたものである。今回の変更により「基礎研究によって発見された知識を利用して」という文言を削除すれば、特に問題はないと考える。

(2) 標本設計の変更

- ① 企業の研究資金と従業者規模との間に相関関係があるので、従業者規模の順に企業を整列したうえで系統抽出すれば、推定効率の面で効果が期待できる。
- ② 本調査の対象となっていない「医療・福祉」や「小売業」の分野には、民間病院の医師として研究が行われていたり、小売業者からの特許出願が行われている現状がある。本来はこれらの研究費や研究者数も把握すべきと考えられることから、本調査の対象とするか否かについて、今後、検討していくことが重要である。

6 次回予定

次回は平成24年1月12日（木）15時30分から中央合同庁舎第7号館共用第1会議室において開催することとされた。

第26回サービス統計・企業統計部会結果概要

- 1 日時 平成24年1月12日(木) 15:30~17:25
- 2 場所 中央合同庁舎第7号館 共用第1会議室
- 3 出席者
 - (部会長) 廣松毅
 - (委員) 北村行伸、西郷浩
 - (専門委員) 鷺谷いづみ
 - (審議協力者) 内閣府、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、東京都
 - (調査実施者) 総務省統計局：井上経済統計課長ほか
 - (事務局) 内閣府統計委員会担当室：若林参事官
総務省政策統括官付統計審査官室：中川統計審査官ほか
- 4 議題 科学技術研究調査の変更及び科学技術研究調査の指定の変更(名称の変更)について
- 5 概要

事務局から前回部会の結果概要について説明を行い、調査実施者から前回部会で出された意見について回答が行われ、了承された。続いて、フラスカチ・マニュアル(OECDが作成する科学技術に関する統計の国際的な標準マニュアル)への対応について審議が行われ、科学技術研究調査(以下「本調査」という。)における対応方針について、了承された。その後、事務局から答申案の説明を行い、項目ごとに審議が行われた結果、表現ぶり等、所要の修正を行った上で当部会として採択された。

なお、答申案の修正については部会長に一任することとされ、修正後の答申案については、平成24年1月20日に開催予定の第53回統計委員会において、部会長から報告することとされた。

主な意見等は以下のとおり。

(1) フラスカチ・マニュアルへの対応について

- ① 国際機関から提供を求められているデータの基準(産業分類、学問区分等)について、EUは地域統合体であるため、加盟国内で統計の整合をとる方向性があると考えられるが、日本の統計がどこまで合わせられるのかについては、「公的統計の整備に関する基本的な計画」(平成21年3月13日閣議決定)でも論点となっており、本調査だけで解決できる問題ではない。フラスカチ・マニュアルについては、本調査において、どのように対応するかということを経営して検討していく必要がある。また、統計委員会において統計全体としてどのように対応するのか議論を行う必要がある。
- ② 本調査のフラスカチ・マニュアルへの対応方針については、現時点においては妥当である。国際比較は重要であるが、国内で時系列に比較していくことも必要である。完全に準拠することは国内の研究機関へ相当な負担をかけることにもなるため、一部準拠し

ていないことについてはやむを得ない。また、日本だけが準拠したとしても、他国が準拠していなければ国際比較ができないため、国際比較の重要性、研究機関の負担の程度、他国の対応状況の3点を考慮し、バランスを取りながら対応していく必要がある。

- ③ フラスカチ・マニュアルに準拠していない事項を準拠させることについては、調査結果の表章時に対応できるものであれば問題は生じないが、本調査の枠組み自体を見直す必要が生じるものもあり、この検討については相当な時間を要する。

(2) 答申案について

- ① 「イ 標本設計の変更」における「無作為系統抽出」という記述については、今回の変更により、前年度の研究実施の有無（2区分）を加味した資本金階級（4区分）及び産業別（40区分）の320層から抽出を行う際に従業員規模別に並び変えた上で系統抽出を行うこととしていることから、これはordered systematic samplingという意味であり、randomized systematic samplingとは異なる。したがって、「無作為」という記述は削除すべきではないか。
- ② 「4 今後の課題」の「定期的な見直し」に記載されている「少なくとも科学技術基本計画の策定に合わせて調査事項等の見直しを行うべきである。」という記述については、その理由等の記載がないので、「科学技術施策等の変化に遅滞なく対応していくことが求められているため、少なくとも科学技術基本計画の策定に合わせて調査事項等の見直しを行うべきである。」とした方が適切ではないか。

総政企第334号
平成23年12月16日

統計委員会委員長

樋口美雄 殿

総務大臣
川端 達夫



諮問第42号

科学技術研究調査の変更及び科学技術研究調査の指定
の変更（名称の変更）について（諮問）

標記について、総務大臣から平成23年12月7日付け総統経第173号により別添「基幹統計調査の変更について（申請）」のとおり申請があったところ、その承認の適否を判断するに当たり、統計法（平成19年法律第53号。以下「法」という。）第11条第2項において準用する法第9条第4項の規定に基づき、統計委員会の意見を求める。

併せて、基幹統計の指定の変更（名称の変更）に当たり、法第7条第3項において準用する同条第1項の規定に基づき、統計委員会の意見を求める。

諮 問 の 概 要

(科学技術研究調査(基幹統計調査)の計画の変更及び科学技術研究調査(基幹統計)の指定の変更(名称の変更)について)

I 科学技術研究調査(基幹統計調査)の計画の変更

1 調査の目的等

科学技術研究調査は、我が国における科学技術に関する研究費や研究者数等の研究活動の実態を調査し、科学技術振興に必要な基礎資料を得ることを目的として、企業、非営利団体・公的機関、大学等を対象に実施する調査である。

本調査は、昭和28年から旧統計法(昭和22年法律第18号)に基づく指定統計調査(研究機関基本統計調査(指定統計第61号))として毎年実施され、昭和35年に本調査名に変更したものである。

なお、平成21年4月からは、新統計法(平成19年法律第53号)の全面施行に伴い、同法第2条第4項第3号に規定される基幹統計(科学技術研究調査)を作成するための基幹統計調査として実施されている。

本調査の結果については、科学技術基本計画^{※1}で掲げられる具体的な数値目標の設定(官民合わせた研究開発投資額を対GDP比の4%以上にする)や達成状況の評価の際の基礎資料、国民経済計算における研究分野の国内総生産(GDP)の推計に活用されるとともに、研究費、研究者数については、経済協力開発機構(OECD)へ提供されている。

※1 科学技術の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、科学技術基本法(平成7年法律第130号)第9条に基づき、総合科学技術会議の議を経た上、閣議決定により、5年周期で策定される基本的な計画

2 諮問の趣旨

科学技術は我が国及び人類社会の将来の発展のための基盤であり、経済社会や国民の福祉の向上に寄与するものであることから、科学技術水準の向上を効果的に推進することが必要である。そのためには、官民合わせた研究活動の実態を把握し、現状を的確に分析することが必要不可欠である。

第4期科学技術基本計画(平成23年8月19日閣議決定。以下「基本計画」という。平成23~27年度の5か年計画。)においては、我が国の将来にわたる成長と社会の発展を実現するため、「震災からの復興、再生の実現」等が新たに科学技術政策の主要な柱として位置付けられ、また、日本学術会議等においては、国際比較性や統計精度の向上の観点から、本調査をよりの確なものとするための不断の検討が求められている。

以上を踏まえ、本調査において、科学技術分野における研究活動の実態をよりの確に把握するため、「3 主な変更内容」に記載するとおり、調査事項等の変更を行うことについて統計委員会に諮問するものである。

3 主な変更内容

(1) 調査事項等の変更

ア 「特定目的別研究費」の変更

基本計画において、新たに科学技術政策の主要な柱として位置付けられた「震災からの復興、再生の実現」、「グリーンイノベーション^{※2}の推進」及び「ライフイノベーション^{※3}の推進」に係る研究費を把握するため、「特定目的別研究費」に当該項目を新たに追加する。

※2 新成長戦略(平成22年6月18日閣議決定)では、「環境エネルギー分野革新」とされており、基本計画においては、安定的なエネルギー供給と低炭素化の実現やエネルギー利用の高効率化及びスマート化等に係る研究開発等の関連施策を重点的に推進することとしている。

※3 新成長戦略では、「医療・介護分野革新」とされており、基本計画においては、革新的な予防法の開発や新しい早期診断法の開発等に係る研究開発等の関連施策を重点的に推進することとしている。

イ 「研究者の専門別内訳」の変更

OECDにおいて作成されている科学技術に関する統計の国際的な標準マニュアルであるフラスカチ・マニュアル(最新の平成14年改訂版)^{※4}を基に国際比較性を向上させるとともに、我が国における研究者の専門分野及び研究者数をよりの確に把握するため、「研究者の専門別内訳」である理学(数学・物理、化学、生物、地学、その他)に「情報科学」、その他(家政、教育、芸術・その他)に「心理学」を新たに追加する。

※4 「フラスカチ・マニュアル」は1963年、イタリアのフラスカチにおいて、研究・試験的開発の調査に関して各国の専門家たちが会合を開き、そこで取りまとめられた成果が初版となった。これまで5回の改訂が行われ、現在、第6版となっている。日本における準拠状況については、「学術統計の整備と活用に向けて(平成23年7月28日日本学術会議)」において、「我が国の科学技術研究調査は、諸外国に比べても、フラスカチ・マニュアルにかなり忠実に実施されており、調査の精度も高い。」とされている。

ウ 「性格別研究費」の定義の記述の変更

従来どおり、フラスカチ・マニュアルに準拠し、より正確な回答を得るため、「性格別研究費」の内訳である「応用研究」の定義の記述を変更する。

(2) 標本設計の変更

本調査は、調査票甲(企業等/標本調査)、調査票乙(非営利団体・公的機関/全数調査)、調査票丙(大学等/全数調査)により構成されている。これらのうち、標本調査である調査票甲(企業等)について、結果精度の向上を図るため、前年度の研究実施の有無(2区分)を加味した資本金階級別(4区分)及び産業別(40区分)の各層から無作為に抽出する際に、新たに従業者数規模を加味した抽出を行う。

4 基本計画との関係

「公的統計の整備に関する基本的な計画」(平成21年3月13日閣議決定)において、本調査について個別の指摘はされていない。

II 科学技術研究調査(基幹統計)の指定の変更(名称の変更)

「科学技術研究調査」は、現在、基幹統計調査の名称であると同時に、基幹統計の名称でもあるが、新統計法では、統計とそれを作成する手段である統計調査とを概念上区分しており、基幹統計の名称を基幹統計調査の名称と同一にしておくことは適当でない。この点を踏まえ、基幹統計調査である科学技術研究調査には変更はないが、この結果によって作成される基幹統計の名称を「科学技術研究調査」から適切な名称(案:科学技術研究統計)に変更する。

科学技術研究調査の概要 (現行)

※ 下線が引かれている事項は、今回変更を行う事項である。

調査の目的

科学技術に関する研究費や研究者数等の研究活動の実態を調査し、科学技術振興に必要な基礎資料を得る

調査の概要

〈調査の対象〉「企業等」(約 13,000)、「非営利団体・公的機関」(約 1,000)、「大学等」(約 4,000)

〈調査の種類〉

① 調査票甲(企業等)

事業所・企業統計調査の結果及び過去の本調査の結果から作成した母集団名簿に基づき、**前年度の研究実施の有無(2区分)を加味した資本金階級別(4区分)※¹及び産業別(40区分※²)の各層から無作為に抽出した企業等を調査**

なお、資本金又は出資金が10億円以上の企業、前年度に研究を実施している資本金又は出資金が1億円以上10億円未満の企業及び市場生産活動を行っている特殊法人・独立行政法人については全数を調査

※¹ 1,000万円～3,000万円、3,000万円～1億円、1億円～10億円、10億円以上を研究活動の有無で区分

※² 「農林水産業」、「鉱業、採石業、砂利採取業」、「建設業」、「食品製造業」、「繊維工業」、「パルプ・紙・紙加工品製造業」、「印刷・関連産業」、「医薬品製造業」、「総合化学工業」、「油脂・塗料製造業」、「その他の化学工業」、「石油製品・石炭製品製造業」、「プラスチック製品製造業」、「ゴム製品製造業」、「窯業・土石製品製造業」、「鉄鋼業」、「非鉄金属製造業」、「金属製品製造業」、「はん用機械器具製造業」、「生産用機械器具製造業」、「業務用機械器具製造業」、「電子部品・デバイス・電子回路製造業」、「電子応用・電気計測器製造業」、「その他の電気機械器具製造業」、「情報通信機械器具製造業」、「自動車・同附属品製造業」、「その他の輸送用機械器具製造業」、「その他の製造業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「通信業」、「放送業」、「情報サービス業」、「インターネット附随・その他の情報通信業」、「運輸業、郵便業」、「卸売業」、「金融業、保険業」、「学術・開発研究機関」、「専門サービス業(他に分類されないもの)」、「技術サービス業(他に分類されないもの)」、「サービス業(他に分類されないもの)」

② 調査票乙(非営利団体・公的機関)

科学技術に関する試験研究又は調査研究を目的としている法人及び国の機関、地方公共団体の施設について、全数を調査

③ 調査票丙(大学等)

大学の学部(大学院の研究科を含む。)、短期大学、高等専門学校、大学附置研究所、大学附置研究施設、大学共同利用機関法人及び独立行政法人国立高等専門学校機構について、全数を調査

〈実施時期〉毎年5月

〈調査事項〉

- ① 調査票甲 研究関係従業者数、**研究者の専門別内訳**、社内で使用した研究費、**性格別研究費**、製品・サービス分野別研究費、**特定目的別研究費** 等
- ② 調査票乙 研究関係従業者数、研究内容の学問別区分、**研究者の専門別内訳**、内部で使用した研究費、**性格別研究費**、**特定目的別研究費** 等
- ③ 調査票丙 従業者数、研究内容の学問別区分、**研究本務者の専門別内訳**、内部で使用した研究費、**性格別研究費**、**特定目的別研究費** 等

〈調査方法〉 総務省 → 民間事業者(郵送) → 報告義務者
↑ 郵送またはオンラインにより提出

結果の公表

〈主な集計事項〉

- ① 調査票甲 企業等の数、従業者総数、総売上高及び営業利益高、研究に従事する従業者数、研究費 等
- ② 調査票乙 研究機関の数及び従業者数、研究に従事する従業者数、支出総額及び研究費 等
- ③ 調査票丙 大学等の数及び従業者数、研究に従事する従業者数、支出総額及び研究費 等

〈公表時期〉調査実施年の12月

主な変更内容

調査事項等の変更

○特定目的別研究費の変更(全調査票共通)

現行	変更内容
特定目的別研究費 ライフサイエンス分野、情報通信分野、環境分野、物質・材料分野、ナノテクノロジー分野、エネルギー分野、宇宙開発分野、海洋開発分野	以下の項目を追加 震災からの復興、再生の実現 グリーンイノベーションの推進 ライフイノベーションの推進

○研究者の専門別内訳の変更

	現行	変更内容
調査票甲	○自然科学部門 理学(数学・物理、化学、生物、地学、その他)、工学(機械・船舶・航空、電気・通信、土木・建築、材料、繊維、その他)、農学(農林、獣医・畜産、水産、その他)、保健(医学・歯学、薬学、その他) ○人文・社会科学部門 ○人文・社会科学部門 人文科学(文学、その他)、社会科学(商学・経済、社会学、その他)	理学の区分に「情報科学」を追加
調査票乙	○自然科学部門 理学(数学・物理、化学、生物、地学、その他)、工学(機械・船舶・航空、電気・通信、土木・建築、材料、繊維、その他)、農学(農林、獣医・畜産、水産、その他)、保健(医学・歯学、薬学、その他) ○その他の部門	理学の区分に「情報科学」を追加 その他の部門を「心理学」と「その他」の区分に変更
調査票丙	○人文・社会科学部門 人文科学(文学、史学、哲学、その他)、社会科学(法学・政治、商学・経済、社会学、その他) ○自然科学部門 理学(数学・物理、化学、生物、地学、その他)、工学(機械・船舶、電気・通信、土木・建築、応用化学、応用理学、原子力、材料、繊維、航空、経営工学、その他)、農学(農学、農芸化学、農業工学、農業経済、林学、林産、獣医・畜産、水産、その他)、保健(医学・歯学、薬学、看護、その他) ○その他の部門 家政、教育、芸術・その他	理学の区分に「情報科学」を追加 その他の部門の区分に「心理学」を追加

○性格別研究費の定義の記述の変更

現行	変更後
○基礎研究 特別な応用、用途を直接に考慮することなく、仮説や理論を形成するため又は現象や観察可能な事実に関して新しい知識を得るために行われる理論的又は実験的研究をいいます	
○応用研究 基礎研究によって発見された知識を利用して特定の目標を定めて実用化の可能性を確かめる研究や、既に実用化されている方法に関して新たな応用方法を探索する研究をいいます	(削除) 特定の目標を定めて実用化の可能性を確かめる研究や、既に実用化されている方法に関して新たな応用方法を探索する研究をいいます
○開発研究 基礎研究、応用研究及び実際の経験から得た知識の利用であり、新しい材料、装置、製品、システム、工程等の導入又は既存のこれらのものの改良をねらいとする研究をいいます	

標本設計の変更

調査票甲の抽出層ごとの対象について、**新たに従業者数規模を加味した系統抽出**を行う

科学技術研究調査結果の利用状況

行政施策上の利用等

◆ 科学技術基本計画(閣議決定)での利用

科学技術基本計画での目標の設定（官民合わせた研究開発投資額を対GDP比の4%以上にす
る）及び計画全体の評価に係る基礎資料として利用

◆ 男女共同参画基本計画(閣議決定)での利用

男女共同参画の実現を推進する男女共同参画基本計画における

- 「科学技術・学術分野における男女共同参画」において、女性研究者の採用目標（自然科学系30%、理学系20%等）の達成状況の参考指標として、研究機関別の女性研究者の割合を利用
- 「女性研究者の参画拡大に向けた環境づくり」の具体的施策において、「研究者・技術者及び研究補助者等に係る男女別の実態把握とともに統計情報を収集・整備し、経年変化を把握する」とされており、研究関係従業者数を利用

◆ 国民経済計算の推計

研究分野のGDPの推計に社内（内部）で使用した研究費を利用

◆ 「民間企業の研究活動に関する調査」(一般統計調査・文部科学省)の調査対象企業の選定のための母集団情報

◆ 各種白書の基礎データ

文部科学省の「科学技術白書」、内閣府の「男女共同参画白書」、総務省の「情報通信白書」、農林水産省の「食料・農業・農村白書」、環境省の「環境・循環型社会・生物多様性白書」等で研究者数、研究費等を利用

国際比較のための利用

- ◆ 経済協力開発機構（OECD）が加盟国間の研究活動の比較結果をまとめるため、毎年、研究費及び研究者数のデータをOECDへ提供

民間での利用

- ◆ 日本の企業の研究開発の動向の分析に開発研究費等を利用（民間シンクタンク）
- ◆ 日本の科学技術構造の変化に係る分析に研究者数を利用（財団法人）